

台風 15 号による停電被害対策本部の設置について

令和元年 9 月 13 日
経 済 産 業 省

1. 台風 15 号による停電は、現在も 20 万件も残っており、全面復旧に更なる時間を要する見込みである。この停電による被害は、住民生活や産業活動にも広がっている。

被害の影響を的確に把握し、迅速に対策を講じるため、「台風 15 号による停電被害対策本部」（以下「本部」という。）を経済産業省に設置する。

2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要に応じ関係者を構成員に追加することができる。

本 部 長 経済産業大臣

副本部長 副大臣、大臣政務官、事務次官

本 部 員 大臣官房長、技術総括・保安審議官、製造産業局長、
商務情報政策局長、商務・サービス審議官、
資源エネルギー庁長官、中小企業庁長官

3. 本部の庶務は、資源エネルギー庁において処理する。

4. 本部に別紙にて定めるチームを設置する。ただし、本部長は、必要に応じチームを新たに設置することができる。

(別紙)

台風 15 号による停電被害対策本部に設置するチームについて

令和元年9月13日
経済産業省

台風 15 号による停電被害対策本部には、以下のチームを設置する。
チームメンバーは副本部長が定める。

1. 停電対応チーム

- ①東京電力や自治体等と連携したリエゾンチーム
(住民の避難所への誘導など)
- ②電源車の派遣支援チーム
- ③電源車や非常用電源への燃料供給チーム

2. 情報発信チーム

- ・住民の立場に立った徹底した情報発信を実施する。

3. 物資供給チーム

- ・小売事業者や運送事業者等と連携し、物資の不足が発生している地域での、必要な食料・消耗品等の供給を実施する。

4. 経済被害対応チーム

- ・中小・小規模事業者をはじめとする被災事業者に向けた
 - ①停電等により中断した事業を円滑に再開するための支援
 - ②サプライチェーンの断絶の解消のための支援を実施する。